

府政共生第 938 号

平成 26 年 9 月 30 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件等が相次いで発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定。以下「緊急対策」という。）に基づく取組を推進しているところではありますが、危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォンを始めとした新たなインターネット接続機器の青少年への急速な普及等を背景に、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大しており、『危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策』について（通知）（平成26年8月7日付府政共生第718号。別添1参照。）において通知したとおり、青少年及び保護者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、規範意識を醸成していくことは、まさに喫緊の課題です。

このため、本年9月19日、薬物乱用対策推進会議を開催し、別添2、3のとおり、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月26日、各地方本部間の連携・情報共有を図るため、別添4のとおり、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、引き続き、政府一体となって危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進することとしております。

本年も10月から別添5のとおり、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」が実施されますが、各位におかれましては、緊急対策のフォローアップ及び上記会議開催等につき、薬物乱用対策推進地方本部会議の開催等を通じ、青少年行政主管部（局）、消費者行政主管部（局）、教育委員会学校健康主管課等の薬物乱用対策推進地方本部を構成する関係部局（課）及び管内市町村、同運動に係る関係機関・団体等に対して御周知いただくとともに、各地方本部における関係機関・団体等の連携・情報共有を充実強化して、地方の実情を踏まえ、同運動に際し、危険ドラッグの乱用の根絶のための取組をより効果的に推進されますよう、特段の御配意を御願い致します。

なお、インターネット上の危険ドラッグに関する違法・有害情報対策につきましては、一般社団法人セーフラインインターネット協会において、運用ガイドライン（注参照）が一部改正され、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による自主的な取組が強化されておりますので、上記フォローアップ等の周知に際し、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、各地方本部における関係機関・団体等に、併せて広く御周知いただければ幸いです。

別添1 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要

別添3 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

別添4 「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」会議資料

（資料1、2、4については、内閣府ホームページ※に掲載、資料5、6、8については、上記別添1～3と重複のため省略。）

※内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/know.html>

別添5 平成26年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要綱

注 セーフライン運用ガイドライン（一般社団法人セーフラインインターネット協会）

http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村

T E L 03-5253-2111（内線38257）

03-6257-1442（直通）

F A X 03-3581-1609